



共生社会文化研究 Vol.4

Journal of Inclusive Society and Culture



2026

大妻女子大学
OTSUMA WOMEN'S UNIVERSITY

巻頭言

深刻さを増す共生社会実現の困難

—世界終末時計からの示唆—

共生社会文化研究所長 福島 哲夫

この1年だけを見ても、国内外で共生社会の実現に逆行する動きが高まっていると言わざるを得ません。国内においてはいくつかの政党がそのように受け取れる方向性を示し、一定の支持を得ており、国際情勢は2026年の年明けとともに、よりはっきりとその傾向が現れています。

このような状況で、例の世界終末時計 (Doomsday Clock) は、2026年1月27日には人類の滅亡の1分25秒前を示すに至りました。これは前年より4秒進んだこととなります。ちなみにこの世界終末時計とは1947年に科学者団体の「原子力科学者会報 (Bulletin of the Atomic Scientists)」によって導入された象徴的な指標です。

この世界終末時計は、人類の滅亡を「午前零時」に見立て、そこまでの残り時間を示すことで、地球規模の危機を警告しています。冷戦期には主に核戦争の脅威が基準となっていました。近年では気候変動、パンデミック、さらにはAI (人工知能) や偽情報によるテクノロジーの脅威など、人類の生存を脅かす要因は複雑化・複合化しているとされています。

これはまさに「実存的脅威の蔓延」と言えます。そしてこのような生存そのものが脅かされていると感じる環境下において、人々が他者に対して寛容であり続けることは極めて困難です。世界終末時計の針が進むこと (= 危機の深化) は、私たちの心に余裕を失わせ、社会全体に不信感と分断の種を蒔いているのです。

このように共生社会実現の困難さとこの「実存的脅威の蔓延」とは、悪循環的にお互いに強め合っていると思われます。つまり、共生社会の実現を阻む差別や偏見は、単なる個人の道徳的な欠如ではなく、実存的脅威に対する人間の「心理的な防衛反応」としての側面を強く持っているのです。

さらに視点をミクロに移し、私の専門である臨床心理学から個人の内的世界を考えると、人間が耐え難い不安や葛藤に直面した際、それを自分自身のものであると抱えきれず、他者に押し付けてしまう「投影 (Projection)」や、さらにそれに対して一人相撲的に反応して結果的に相手を巻き込んでいってしまう「投影同一化 (Projective Identification)」という防衛機制が注目されます。現代社会に渦巻く漠然とした不安、経済的な困窮への恐れ、あるいは自己無価値感といったネガティブな感情は、個人にとって直視するにはあまりにも苦痛です。そのため、人々は自らの内にある「悪い部分」や「弱い部分」を無意識のうちに切り離し、社会的に立場の弱いスケープゴート (少数派、生活困窮者、外国人労働者など) に投影し、「社会が悪いのは彼らのせいだ」「彼らが私たちの利益を奪っている」と他者を攻撃することで、一時的に自分自身の心の安定を保とうとするのです。これは病

目 次

報 告

里親家庭の子どもの支援に関する包括的研究

—国外の視察調査から—

山本 真知子 1

資 料

福祉専門職における情報リテラシーの課題

—守秘義務と専門的判断に着目して—

新美咲月，藏野ともみ，相沢 卓 9

投稿規定..... 17

里親家庭の子どもの支援に関する包括的研究 — 国外の視察調査から —

Comprehensive Study on Support for Children in Foster Care
— From overseas inspection and research —

山本 真知子

大妻女子大学人間関係学部

Machiko Yamamoto

Faculty of Human Relations, Otsuma Women's University

キーワード：里親養育支援、里親家庭の子どもの支援、アドボケイト、グリーフケア
Key words: Supporting Foster Carer, Support for Children in Foster Care, Advocate, Grief Care

抄録

本稿は、里親家庭の子どもの支援を今後日本でより幅広く行っていくために、オーストラリアのニューサウスウェールズ州（NSW）のシドニーを中心に子どもの支援を行っている複数の団体への視察と、アメリカ合衆国ハワイ州ホノルルのグリーフケアを行っている団体への視察を行った結果から、日本の里親支援の包括的支援を今後拡充するにあたっての内容を明らかにすることを目的として研究を行った。

視察からは、国や地域、文化的な背景などの違いはあるが、今後日本で里親家庭の支援を展開していく際に、必要な視点を得られた。

1. 研究の背景と目的

国は2016年の児童福祉法改正や2017年に発出された「新しい社会的養育ビジョン」等により、里親委託を推進している。里親委託を推進するためには里親支援の充実が求められ「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」を発出し、フォスタリング機関事業が開始され、同ガイドラインは2024年に新しく改訂された（こども家庭庁2024a）。また、2022年の児童福祉法改正では、児童福祉施設に里親支援センターが新たに新設され、年々里親養育への支援は拡充している（こども家庭庁2024b）。しかし、フォスタリング機関ガイドラインや里親支援センターの設置運営の支援の中心は養育を行う「里親への支援」であり、里親等委託児童自立支援業務以外に、里親家庭で生活する「子どもに対する支援」に関しては詳細に述べられていない。

本稿は、里親家庭の子どもの支援に着目し、個別の支援だけではなくピアサポートやアドボカシーといった視点から里親家庭の子どもの支援を包括的に考えるため、国外の複数の機関への調査から日本の里親家庭の子どもへの支援を今後拡充するにあたっての内容を明らかにすることを目的とする。

2. 里親家庭で生活する子どもの背景や支援

里親家庭に委託される子どもの背景は年々複雑化しており、虐待を受けている子どもや障害のある子どもの委託も増え、里親の支援ニーズも多様化している（伊藤2018）。里親に委託される子どもの背景には、虐待等によるトラウマや措置変更によるさまざまな喪失、出自に関する情報が少なかったり伝えられにくかったりすることによるアイデンティティ形成の難しさ、意見表明がしづらい環境、措置が切れた後の支援の不十分さなどの

福祉専門職における情報リテラシーの課題 — 守秘義務と専門的判断に着目して —

Challenges of Information Literacy among Social Welfare Professionals
— Focusing on Confidentiality and Professional Judgment —

新美 咲月¹, 藏野 ともみ², 相沢 卓³

¹ 大妻女子大学共生社会文化研究所, ² 大妻女子大学人間関係学部, ³ 大妻女子大学共生社会文化研究所

¹ Satsuki Niimi, ² Tomomi Kurano, ³ Suguru Aizawa

¹ Institute of Inclusive Society and Culture, Otsuma Women's University

2-7-1 Karakida, Tama-shi, Tokyo, 206-8540 Japan

² Faculty of Human Relations, Otsuma Women's University

2-7-1 Karakida, Tama-shi, Tokyo, 206-8540 Japan

キーワード：守秘義務, 情報リテラシー, 専門的判断

Key words: Confidentiality, Information Literacy, Professional Judgment

抄録

近年, インターネットや SNS の普及, 記録の電子化, オンライン会議システムの導入などにより, 福祉専門職を取り巻く情報環境は大きく変化している. 福祉実践や養成教育の場においても, 情報は紙媒体に限らず, デジタルデータとして保存・共有・活用されることが一般化しつつある. こうした状況のもと, 福祉専門職には, 膨大な情報の中から必要な情報を適切に選択し, 評価し, 実践に活用する能力, すなわち情報リテラシーがこれまで以上に求められている.

一方で, 福祉専門職における情報リテラシーは, ICT 機器の操作能力やシステム活用能力として理解されることが多く, 情報の信頼性評価や倫理的配慮を伴う判断能力として十分に整理されているとは言い難い. 特に, 守秘義務は福祉専門職の基本的倫理として重視されてきたが, デジタル化・オンライン化が進む現代の実践環境においては, 守秘義務を知識として理解しているだけでは十分に遵守できない場面が生じている.

デジタル化は情報管理の効率化や自動化をもたらす一方で, 情報の閲覧範囲や共有経路の選択, 利用の適否に関する最終的な判断責任を専門職個人に強く委ねる側面を有している. 法制度や組織ルールは一定の基準を示すものの, 具体的な実践場面においては, それらをどのように解釈し, 状況に位置づけるかという判断が不可避となる. その結果, 「法律に沿っている」という形式的な説明のみでは十分とはいえず, 法的根拠を理解し, それを実践の文脈で運用し, 説明する力が問われている.

このように, 現代の福祉実践においては, 法・倫理・情報リテラシーの間に生じうる乖離をいかに調整するかという課題が顕在化している. したがって, 本研究は, 情報リテラシーを単なる技術的能力や倫理意識としてではなく, 法・倫理・実践の間で判断を引き受ける専門職の能力として捉え直すことを試みるものである.

守秘義務が問われる場面では, 情報の保存方法, 共有範囲, 利用の可否, さらには廃棄の在り方などについて, 状況に応じた判断が求められる. これらの判断は, 単なる倫理規範の遵守ではなく, 情報リテラシーに基づく実践的判断能力と深く結びついていると考えられる.

本研究では, 福祉専門職における情報リテラシーの概念を整理した上で, 守秘義務との関係に着目し, その課題を理論的に検討することを目的とする. あわせて, 福祉専門職養成や実践において今後検討すべき課題を明らかにする.

投稿規定

1. 本誌の性格

共生社会文化研究は、人間関係および共生、社会、文化に関する学際的な雑誌です。

2. 投稿者の資格

共生社会文化研究所の研究者であるか、共著者の中に共生社会文化研究所の研究者が含まれている必要があります。

3. 投稿者の責任

掲載された論文の内容についての最終責任は、共生社会文化研究所の研究者が負うものとします。

4. 投稿論文の種類と内容

4.1. 論文の種類

投稿を受け付ける論文種別は、原著論文、短報、総説、報告、資料、書評とします。投稿に際しては原稿の種別を明記してください。論文は、本誌に掲載される前に他の出版物に公表されていないものに限りま

4.2. 論文の長さ制限を設けません。

5. 原稿の種別

<査読付き>

5.1. 原著論文

独創的研究で、十分な論証を経て価値ある結論を提示したもの。

5.2. 短報

研究として完結していないが、新しい事実や掲載価値のあるデータ、考察の記載があるもの。

<査読なし>

5.3. 総説

特定の題目について内外の研究を総括し、且つ著者独自の見解を含むもの。

5.4. 報告

論文の体裁を持つもの。技術報告、開発報告、フィールド報告等。

5.5. 資料

実験や調査等で得られた価値あるデータ。

5.6. 書評

図書資料についての感想、批評、評価。

6. 原稿の形式

6.1. 原稿の様式

原稿は Microsoft Office Word で作成した指定の様式 (.doc 形式ファイル) を使用してください。それ以外の様式で作成した原稿は受け付けません。

6.2. 使用言語

- ・原則として使用言語を問いません。
- ・日本語の場合は、以下を英語で併記してください。
 標題・副標題・著者名・著者の所属機関名・キーワード・英文抄録（査読なしの論文については、英文抄録を省略することができます）
- ・日本語及び英語以外（例えば中国語やスペイン語など）の場合は、以下を英語で併記してください。標題・副標題・著者名・著者の所属機関名・キーワード・英文抄録

6.3. 単位

国際単位系 (SI) に準拠します。

6.4. 原稿の構成

(1) 標題, 副標題

日本語（またはそれ以外の言語）と英語の両言語で記載してください。

(2) 著者名

著者名は、姓名を略さずに、日本語（またはそれ以外の言語）と英語の両言語で記載してください。称号や学位は省略してください。著者が複数の場合は、当該研究・執筆に対し、寄与するところが多い者を先に記述します。著者は 20 名を上限とします。

(3) 著者の所属機関名

著者が所属している機関名を、日本語（またはそれ以外の言語）と英語の両言語で記載してくだ

さい。所属機関の所在地は、郵便番号・番地などを省略せずに記載します。著者が複数いる場合は、記号や番号で著者と対応づけてください。

(4) 抄録

本文で使用した言語による抄録を付してください。日本語の場合は上限 2,000 字、英語の場合は 400 語程度を目安とします。

(5) キーワード

3～5 語のキーワードを本文で使用した言語と英語の両言語で記載してください。

(6) 本文

図表も本文に挿入してください。本文中で文献を引用する場合には、本文中の引用箇所順に番号をつけてください。

例 1) 鈴木 (2021) によれば……。

例 2) ……などの報告もある (2021)。

(7) 謝辞, 付記

研究の過程で何らかの援助を受けた場合、「謝辞」や「付記」の節を設け、簡潔な謝意を示すことができます。その場合、その援助者及び機関の名称及び援助の内容などを記載してください。

(8) 引用文献

引用文献は本文の最後にまとめ、文献リストの記載はアルファベット (abc) 順に並べてください。著者名は、複数著者の場合、一人目の著者名を記述し、後はほかとしてください。英文の場合は、一人目の著者名を記述し、後は et al. としてください。

記載方法は以下のように統一してください。

<雑誌>

著者名 (出版年). 論文名. 誌名., 巻数, 号数, 開始ページ-終了ページ.

近藤四郎ほか (出版年). 足の計測値統計の一試案. 人類学雑誌, 61(4), 7-14.

Ohsawa, Seiji et al. (出版年). Growth standards for children's weight of 12 ethnic groups in Myanmar and Thailand. Japan Journal of Human Growth and Development Research, 51, 46-56.

<書籍の中の論文, 章など>

著者名 (出版年). 論題. 編著者名. 書名. 版表示, 出版社, 開始ページ-終了ページ.

鶴飼保雄 (出版年). “遺伝率の相対性”. 量的形質の遺伝解析. 医学出版, 109-110.

Harrison, Bruce. “Risks of handling cytotoxic drugs”. The Chemotherapy Source Book. 3rd ed., Lippincott Williams & Wilkins, 566-580.

<ウェブサイト>

著者名. “ウェブページの題名”. ウェブサイトの名称. 入手先, (入手日付).

科学技術振興機構. “参照文献の書き方”. 科学技術情報流通技術基準. http://sist-jst.jp/handbook/sist02_2007/main.htm, (参照 2012-2-15).

“Grants.gov Application Guide SF424 (R&R)”. U.S. Department of Health and Human Services. <http://grants.nih.gov/grants/funding/424/index.htm>, (accessed 2012-2-1).

<特許>

特許出願人名. 発明の名称. 特許文献の番号等. 公開特許公報等の発行の日付.

文部科学省研究振興局長. 廃プラスチック選別機. 特許第 3752522 号. 2006-3-8.

Arata, Andrew. Process for treating water. U. S. Patent 6890953. 2005-5-10.8.

7. 投稿の手続き

当研究所 HP の投稿サイトから受け付けます。

8. 編集委員会での原稿の取り扱い

8.1. 原稿受付日

原稿が投稿された日をもって受付日とします。

8.2. 査読

掲載は編集委員会で決定します。なお、次の場合には、不採択とします。

- (1) 本誌で扱う分野と著しくかけ離れている。
- (2) 投稿規定と著しくかけ離れている。
- (3) 既に公表されているもの。
- (4) 学術的な観点から不相当と判断したもの。
- (5) その他、編集委員会が不相当と判断したもの。
査読付き論文 (原著論文, 短報) の採否は、編集委員会が指名する査読者 2 名による査読結果を

踏まえて審査を行い、採否を決定します。なお、審査の結果、期限を定めて修正を求める、あるいは（著者の了解を経たのち）論文種別を変更して掲載する場合があります。

9. 掲載原稿の校正および発刊の方法

掲載決定後、著者に掲載原稿を送付します。速やかに校正を行ってください。校正は1回のみとします。

校正終了後、電子版を当研究所ホームページにて随時公開し、年度内に冊子化します。

<冊子作成のためのスケジュール>

1月上旬 原稿入稿締切

1月下旬 業者から執筆者へ「初稿」を発送

2月上旬 執筆者から業者へ「初稿の校正」を返送

2月下旬 業者から執筆者へ「二校」を発送

3月上旬 執筆者から業者へ「二校の校正」を返送・校了

3月下旬 納品

10. 別刷

別刷は有料で別に定める価格により購入することができます。

11. 著作権

投稿者は、本誌の刊行及び電子版の掲載する著作物またはこれを原著作物とする二次的著作物の著作権及びこれら著作物の翻訳、翻案、データベースへの取込み及び送信の権利等、本誌に掲載する著作物に関する一切の権利を、信託財産として大妻女子大学共生社会文化研究所に包括的に譲渡します。

また、信託財産の趣旨に反しない限り、著作者は著作物に対する著作者人格権を行使しないこととします。

12. 規定の改廃

この規定の改廃は、運営委員会の議を経て大妻女子大学共生社会文化研究所長が定めます。

以上

<編集委員>

編集委員長

福島 哲夫（研究所長、人間関係学科長）

編集委員

井上 修一（大妻女子大学 人間関係学部、教授）

山本 真知子（大妻女子大学 人間関係学部、准教授）

Journal of Inclusive Society and Culture
共生社会文化研究 Vol.4

発行日 2026年3月31日
発行所 大妻女子大学 人間関係学部
東京都多摩市唐木田 2-7-1
制作 株式会社 相模プリント
神奈川県相模原市緑区東橋本 1-14-17

1 情報リテラシーの概念整理

1.1 情報リテラシーの基本概念

情報リテラシーとは、情報化社会の進展に伴い、人々が情報とどのように向き合い、意思決定を行うかという課題意識のもとで形成されてきた。また、必要な情報を適切に扱うための基礎的能力としても位置づけられてきた。情報量の急激な増大と情報技術の高度化は、情報へのアクセスを容易にする一方で、情報の質や信頼性を見極め、適切に活用する能力の重要性を高めている。情報リテラシーの定義については、これまでに国際機関や専門団体により様々な整理がなされているが、その多くに共通するのは、情報を単に取得する能力にとどまらず、情報を評価し、目的に応じて活用し、判断につなげる一連の能力として捉えられている点である。

情報リテラシーの概念を体系的に提示した代表的な定義として、米国図書館協会 (American Library Association : ALA) による定義が挙げられる。ALA は 1989 年の報告書において、情報リテラシーを「情報が必要である状況を認識し、必要な情報を探索し、評価し、効果的に活用する能力」と定義した (ALA, 1989)。この定義は、情報リテラシーを単なる情報検索技術にとどめるのではなく、判断や意思決定に関わる基盤的能力として捉えている点に特徴がある。また、ALA は情報リテラシーを備えた人間を「学び方を学んだ人」と位置づけ、生涯にわたり学習を継続するための能力として位置づけている。

また、UNESCO は、情報リテラシーを、人々が個人的、社会的、職業的、教育的目標を達成するために、情報を探索し、評価し、活用し、創出する能力として定義している (UNESCO, 2023)。この定義において情報リテラシーは、情報を得るための技術的能力にとどまらず、情報を批判的に評価し、意思決定に結びつける実践的能力として位置づけられている点に特徴がある。また UNESCO は、情報リテラシーと生涯学習を、情報社会における発展や自由を支える重要な基盤として捉えており、個人が自らの健康や教育、労働、生活に関わる重要な判断を行うために不可欠な能力であると指摘している。さらに、デジタル社会においては、情報リテラシーは ICT を活用した情報へのアクセスや情報創出能力を含み、コンピュータ・リテラシーやメディア・リテラシーと

密接に関連する概念であるとされている。

これらの定義に共通するのは、情報の「探索」「評価」「活用」という段階的プロセスを重視している点である。情報リテラシーは、①情報の必要性を認識し探索する能力、②入手した情報の信頼性や質を評価する能力、③情報を目的や状況に応じて活用する能力、④情報に基づいて判断を行う能力から構成されると整理することができる。特に、評価と判断の段階においては、情報の正確性や根拠だけでなく、倫理的配慮や社会的影響を考慮することが求められる。

一方で、ALA が学習や意思決定の能力としての側面を強調しているのに対し、UNESCO は社会参加や生涯学習、人権といった社会的文脈をより強く意識している点に特徴がある。本研究では、これらの定義を基盤としつつ、福祉専門職の実践に即した情報リテラシーのあり方について検討する。

1.2 福祉専門職における情報リテラシー

1.2.1 オープンデータを扱う情報リテラシー

福祉専門職における判断は、不確実性が高く、単一の正解が存在しない状況下で行われることが多い。支援の対象となる利用者の生活課題は個性が高く、社会的・心理的・環境的要因が複雑に絡み合っているため、同一の状況が反復されることはほとんどない。そのため、福祉専門職の判断は、定型的な手続きやマニュアルの適用のみでは完結せず、状況に応じた専門的判断が不可欠となる。

このような専門的判断を支える要素の一つとして、制度情報、施設情報、統計資料、研究成果といったオープンデータの適切な活用が挙げられる。とりわけ近年は、エビデンスに基づく実践 (Evidence-Based Practice : EBP) の重要性が指摘されており、ソーシャルワーク領域においても 2000 年代半ば以降、その意義が徐々に認識されるようになってきた。EBP は、実践者の経験や直感のみに依拠するのではなく、利用可能な研究成果を参照しながら専門的判断を行うことを重視する考え方である。専門職は多様化・複雑化する課題に効果的に対応することが求められ、雇用者は継続教育プログラムの提供を通して、スタッフが定められた学習目標を伴う新しい知識及び技術を獲得し、更に標準化された基準に基づき、彼ら

のパフォーマンスを評価することが要請される。これは支援の確実性、支援の標準化、並びに継続教育への参加の義務化という形での規制が進められている。さらに、支援の確実性を高めるべく測定可能なアウトカムに焦点が当てられるなか、専門職として自らのコンピテンスを証明することが求められる¹⁾。

EBPが重視される背景には、ソーシャルワーカーが専門職として果たすべき知識形成と説明責任への要請が存在する。ソーシャルワーカーは、リサーチを通じて理論的基盤を強化し、プラクティスおよびプログラムの成果を評価する役割を担うとされている。リサーチとは、事実の発見と解釈、知識開発、ならびに理論のプラクティスへの応用を目的とする体系的な営みであり、専門職の知識基盤を支える中核的要素である。

NASWの現行倫理綱領においても、ソーシャルワーカーは新たな知識を継続的に把握し、それを批判的に検討した上で、評価およびリサーチに基づくエビデンスを実践に十分に活用することが求められている(NASW, 2021, 5.02 (c))。この点から、オープンデータを扱う情報リテラシーは、単なる情報検索技術ではなく、専門職としての説明責任や倫理的責務と結びついた能力として位置づけられる。

1.2.2 クローズドデータを扱う情報リテラシー

一方で、福祉専門職の判断は、オープンデータの活用のみによって成立するものではない。実践場面においては、クライアントの語りや生活史、価値観、感情表出といった非定量的で文脈依存的な情報、さらには秘匿性の高い個人情報など、クローズドデータが重要な判断材料となる。

これらの情報は、公開性や再現性が低く、第三者による検証が困難であるという特性を有している。そのため、情報の「正しさ」や「有効性」を一義的に判断することは難しく、専門職は情報の意味や位置づけを慎重に解釈することが求められる。また、これらの情報の取り扱いには、守秘義務やプライバシー保護といった倫理的配慮が不可欠であり、情報を「活用する」と「保護する」ことの両立が常に問われる。

福祉専門職における情報リテラシーは、単に情報を収集・整理する能力にとどまらず、こうしたクローズドデータの特性や限界を理解した上で、

判断にどのように組み込むかを見極める能力を含むものである。クライアントの語りをもどのように解釈し、どこまでを判断根拠として位置づけるのかという営みそのものが、専門職の力量を反映する過程であるといえる。

1.2.3 専門的判断との統合

福祉専門職の専門的判断は、本質的に不確実性を内包し、状況依存的かつ責任の重い営みである。バートレット²⁾は、専門的判断について「取り扱う状況が複雑で変化していくため、実践者がそれぞれ新しい状況において個別に判断していくことが要求される」と指摘している。実践者は、自らの属する専門職の知識と価値の総体から適切な原理を選び出し、直面する状況进行评估した上で、それらを明確に適用していくことが求められる。

このような専門的判断の過程において、オープンデータとクローズドデータは相互に補完し合う関係にある。EBPは、判断に資する重要な枠組みである一方で、エビデンスの「適用」そのものを目的とするものではない。NASW倫理綱領が強調しているのも、エビデンスを批判的に検討し、専門職自身の判断を伴って活用する姿勢である。

すなわち、福祉専門職における情報リテラシーとは、利用可能な情報を無批判に適用する能力ではなく、オープンデータとクローズドデータを専門的判断の文脈の中に適切に位置づけ、個別の状況に即して統合的に活用するための基盤的能力であると理解される。この点において、情報リテラシーは専門的判断と不可分の関係にあり、不確実性の高い実践状況において判断を支える重要な基盤であるといえる。

2 福祉専門職における守秘義務と情報環境

2.1 守秘義務の意義

福祉専門職は、実践の過程においてクライアント個人に関する多様な情報に接する立場にある。これらの情報をどのように取り扱うかは、単なる業務上の注意事項ではなく、専門職倫理の中核をなす課題である。守秘義務は、クライアントの権利を保障し、信頼関係を成立させるための基盤として位置づけられる。

ここで留意すべき点として、個人情報とプライバシーは必ずしも同義ではない。個人情報保護法においては、個人情報は「生存する個人に関する

情報であって、特定の個人を識別することができるもの」と定義されている。一方、プライバシーとは、一般に「私事を他人に知られず、干渉を受けないこと」に関わる権利として理解されており、法的に明確な定義や保護範囲が一義的に定められているわけではない。

この点について、福祉分野における個人情報保護に関するガイドラインでは、クライアントの心身の状況や生活環境、支援の経過に関する記録の多くが個人情報に該当すると整理されている。しかしながら、実践の現場で扱われる情報の中には、法的な個人情報に該当するか否かにかかわらず、クライアントの尊厳や生き方に深く関わるプライバシー性の高い情報が多く含まれている。

別所³⁾は、個人情報には個人を識別するための「コード」と、そのコードに結びついた「情報」という二つの側面があることを指摘し、個人情報保護法がこれらを区別せず一律に扱っている点に社会的影響が生じていることを論じている。また宍戸⁴⁾は、プライバシー保護の観点からは、情報の内容やセンシティブ性に応じた取り扱いの差異が本来必要であると指摘している。さらに新保⁵⁾は、法制度上の定義と人々の実感との乖離が、いわゆる過剰反応を生む要因となっていることを示している。

これらの議論が示すように、個人に関する情報の取り扱いは、法的規制のみでは十分に整理できない側面を有している。特に福祉専門職が扱う情報は、個人の生活史や価値観、心理的背景といったプライバシー性の高い内容を含むことが多く、その取り扱いには専門職としての倫理的判断が不可欠となる。

このため、ソーシャルワーカーの倫理綱領においても、個人情報の保護にとどまらず、「プライバシーの尊重」および「秘密の保持」が重視されている。すなわち、守秘義務とは、法令遵守としての情報管理にとどまらず、クライアントの尊厳を守り、専門職としての信頼性を担保するための倫理的実践であると位置づけることができる。

2.2 デジタル化がもたらす守秘義務の変容

近年、福祉実践を取り巻く環境は、ICTの進展やデジタル技術の普及により大きく変化している。電子記録の導入、クラウドサービスの利用、オンライン会議システムを用いたスーパービジョ

ンや教育指導など、情報の生成・保存・共有のあり方は多様化している。このようなデジタル化の進展は、実践の効率化や情報共有の円滑化といった利点をもたらす一方で、守秘義務の実践に新たな課題を生じさせている。

従来の対面実践を前提とした守秘義務は、情報が物理的に限定された空間に存在することを暗黙の前提としていた。紙媒体の記録は、保管場所や閲覧者が比較的明確であり、情報の流通範囲も限定されていた。しかし、デジタル化された情報は、複製や転送が容易であり、意図しない第三者への漏えいや、管理主体が不明確になるリスクを内包している。すなわち、守秘義務の対象となる情報の「境界」は、デジタル化の進展によって曖昧になりつつあると言える。

また、デジタル環境においては、個人情報とプライバシー性の高い情報が容易に結びつき、再構成される可能性が高まる。前節で述べたように、個人情報保護法は個人を識別する情報を中心に構成されているが、デジタル空間では、断片的な情報であっても他の情報と結合されることで、個人の生活史や価値観といった高いプライバシー性を有する内容が浮かび上がる危険性がある。この点において、法令を形式的に遵守しているという事実のみでは、クライアントのプライバシーが十分に保護されているとは必ずしも言えない。

さらに、デジタル化が進む現場では、個人情報保護法を根拠として「できない」「扱わない」という判断が選択されやすい傾向も指摘できる。個人情報保護法は、デジタル社会を前提として整備された法制度である一方で、具体的な実践行為を一義的に指示するものではなく、専門職による状況判断と解釈を前提とする規範である。しかし実践現場においては、法的責任への不安や組織的リスク回避の意識から、情報活用を最小限にとどめる「過剰な回避」や「最小限主義」が選択される場合が少なくない。このような判断は一見すると法令遵守的であるが、専門的支援に必要な情報共有や連携を阻害する可能性も併せ持っている。オンラインでのスーパービジョンや教育指導の実施は、守秘義務の実践を個人の環境や行動に大きく依存させる側面を持つ。自宅や公共空間からの接続、私物端末の使用、通信環境の安全性など、従来は組織によって管理されていた情報環境が、専門職個人の判断に委ねられる場面が増加してい

る。これにより、守秘義務は組織的管理の問題であると同時に、専門職一人ひとりの情報の扱い方や判断能力に強く依存する課題へと変容している。

記録の作成や保管においても、デジタル化の進展により、従来とは異なる倫理的判断が求められるようになってきている。電子データは容易に複製・保存が可能であるため、意図せず記録が複数の媒体に保存される「二重保存」が生じやすい。これは情報管理上のリスク要因であるが、現場や教育の場において、その問題性が十分に認識されていない場合もある。特に養成教育や実習の場面では、利便性を優先した記録の取り扱いが、守秘義務の観点から適切であるかが十分に検討されないまま行われる可能性がある。

このように、デジタル化は守秘義務の理念そのものを否定するものではないが、守秘義務の実践のあり方を大きく変容させている。守秘義務は、もはや「情報を漏えいさせないこと」のみに還元されるものではなく、情報の生成・保存・共有・廃棄に至る一連の過程を見通し、そのリスクを評価しながら判断する実践へと拡張されているといえる。

したがって、デジタル化が進展する福祉実践においては、守秘義務を単なる法令遵守事項として理解するのではなく、情報の特性や流通過程に加え、法的根拠をどのように理解し、解釈し、実践に位置づけるかという判断能力が求められる。この点において、情報リテラシーとは、ICT操作能力にとどまらず、法律・倫理・実践を往還しながら判断を行うための基盤的能力であり、守秘義務をデジタル環境下で適切に実践するための重要な要素であると考えられる。

3 福祉専門職における情報リテラシーの課題

3.1 情報の信頼性評価に関する課題

福祉専門職における情報リテラシーをめぐっては、情報の探索や活用に先立ち、情報の信頼性をいかに評価するかという点が重要な課題として浮かび上がる。前章までに述べたように、福祉実践の場では、学術研究に基づくエビデンス、制度・行政情報、組織内の記録、他職種からの所見、さらにはクライアント自身の語りや生活史など、性質や根拠の異なる多様な情報が同時に存在している。これらはすべて判断に影響を与えうるが、そ

の信頼性や位置づけは一樣ではない。

第一に、エビデンスに基づく実践（EBP）の浸透に伴い、研究成果や統計データが重視される一方で、それらを個別性の高い支援場面にどのように適用するかという判断が専門職に委ねられている点が挙げられる。NASW倫理綱領が示すように、求められているのはエビデンスの無条件な適用ではなく、批判的検討を伴った活用である。しかし実践の現場においては、限られた時間や資源の中で意思決定が求められる状況も多く、エビデンスの妥当性や適用範囲について十分な検討が困難となる場合がある。

第二に、デジタル化の進展により、情報の入手経路が多様化し、その信頼性を見極める負荷が増大している点である。インターネットやSNS上の情報、電子記録として蓄積された過去の支援経過、オンライン上で共有される資料などは、利便性が高い反面、作成主体や更新状況、文脈が不明確なまま参照されることも少なくない。このような情報環境においては、情報の正確性だけでなく、その生成過程や利用条件を含めて評価する視点が不可欠となる。

第三に、福祉実践において重要な判断材料となる情報の多くが、定量化や客観化が困難な性質を有している点も課題として挙げられる。クライアントの語りや価値観、生活上の意味づけといった情報は、研究データのように信頼性を外形的に示すことが難しく、評価は専門職の解釈に大きく依存する。このことは、情報の信頼性評価が単なる技術的作業ではなく、専門的判断そのものと不可分であることを示している。

以上のように、福祉専門職における情報の信頼性評価は、エビデンスの位置づけ、デジタル情報の特性、非定量的情報の扱いといった複数の課題を内包している。これらの課題は、情報リテラシーを単なる情報検索やICT活用能力として捉える限り、十分に把握することができない。次節では、これらの課題が守秘義務の実践とどのように交差し、どのような判断の困難さを生じさせているのかについて検討する。

3.2 倫理的配慮と情報活用のジレンマ

福祉専門職における情報活用は、常に倫理的配慮と不可分の関係にある。特に、個人情報やプライバシー性の高い情報を多く扱う実践において

は、「有用である情報を、どこまで、どのように用いることが許されるのか」という判断が、専門職に繰り返し求められる。

前章で示したように、デジタル化の進展は、情報の保存・共有・再利用を容易にする一方で、情報の流通範囲や影響を把握しにくくしている。このような状況下では、法的には取り扱いが可能であっても、倫理的観点からは慎重な対応が求められる情報が存在する。すなわち、個人情報保護法の遵守という法的要請と、クライアントの尊厳や信頼関係を守るといった倫理的要請との間に、緊張関係が生じると言える。

さらに実践の現場では、倫理と法律に加えて、組織ごとの運用ルールや慣行が判断に影響を与える。例えば、法律上は情報共有が可能と解釈される場合であっても、組織内の規程やリスク管理方針によって共有が制限されることがある。一方で、倫理的には支援上必要と考えられる情報であっても、法的責任の所在が不明確であることへの不安から、共有や活用が回避される場合も少なくない。

このように、倫理・法・組織ルールが必ずしも一致しない状況が、福祉実践の現場には存在している。その結果として生じるのが、「情報としては把握しているが、実際には活用できない」という状況である。この状態は、単なる知識不足や技術不足によって説明されるものではない。むしろ、複数の規範が交錯する中で、どの根拠をどのように優先し、判断として引き受けるのかが整理されていないことによって生じる場合が多い。実践においては、「法律に沿った対応である」という説明が、判断の正当化として用いられる一方で、その内実が十分に吟味されないまま、情報活用を回避する選択がなされることもある。この点において問題となるのは、情報を活用しないという選択それ自体ではなく、法的根拠や倫理的理由を検討する過程が省略され、専門職の判断が停止してしまうことである。すなわち、「法律に沿っている」という言葉が、判断の結果ではなく、判断を行わない理由として機能してしまう状況である。

したがって、福祉専門職における情報リテラシーは、単に「情報を活用する能力」として捉えられるべきではない。むしろ、情報を活用するか否かを含めて、倫理・法・組織的要請を照合し、それぞれを実践の文脈に位置づけながら判断を行う能力として捉える必要がある。法を読み、状況

に応じて解釈し、実践に結びつける力は、デジタル化が進展する福祉実践において、情報リテラシーの重要な構成要素であるといえる。

3.3 判断の不確実性と情報活用の困難さ

福祉専門職の判断が本質的に不確実性を内包していることは、第1章で述べたとおりである。この不確実性は、情報が不足しているから生じるのではなく、情報が十分に存在していてもなお解消されない点に特徴がある。

福祉実践において重視される情報の多くは、クライアントの語りや生活史、価値観といった非定量的で文脈依存的なものである。これらの情報は、支援の方向性を検討する上で不可欠である一方で、客観的な尺度によって評価することが困難である。また、複数の情報が相互に矛盾する場合や、いずれの情報も一定の妥当性を有している場合には、情報そのものが明確な「答え」を提示するとは限らない。

さらに、前節で示したように、福祉専門職の判断は、情報の内容だけでなく、倫理的配慮、法的根拠、組織的制約といった複数の要因を同時に考慮することを求められる。このため、情報が存在していても、それをどのように位置づけ、どの範囲で用いるかについて、明確な基準が得られない状況が生じやすい。こうした場面では、情報が判断を導く資源であると同時に、判断をより困難にする要因ともなりうる。

このような状況において、専門職は、情報を参照しつつも、最終的には自らの判断として結論を引き受けることを求められる。すなわち、情報は判断を代替するものではなく、判断を支える一つの根拠にとどまる。この点を見落とし、十分な情報が集まれば自動的に最適解が導かれると捉えることは、福祉実践の現実を過度に単純化する危険性がある。

したがって、福祉専門職における情報リテラシーの課題は、「いかに正しい情報を得るか」という技術的側面にとどまらず、情報が答えを与えない状況において、倫理・法・実践を往還しながら判断を構成する力として捉え直される必要がある。この点にこそ、他領域とは異なる福祉専門職固有の情報リテラシーの困難さが存在するといえる。

3.4 養成教育と現任教育の乖離

以上に示した情報リテラシーをめぐる課題は、個々の専門職の資質の問題としてのみ理解されるべきではない。むしろ、養成教育と現任教育のあり方を含めた構造的課題として捉える必要がある。

福祉専門職の養成教育においては、情報リテラシーが、ICT機器の操作能力や情報検索技術、あるいは倫理規範の理解として個別に扱われる傾向がある。しかし、実践において求められるのは、これらを統合し、不確実な状況下で判断として引き受ける能力である。この点について、養成教育で扱われやすい内容と、実践現場で求められる判断能力との間には、一定の乖離が存在していると考えられる。

また、現任教育やスーパービジョンにおいても、情報活用や守秘義務が体系的に振り返られる機会はずしも多くない。結果として、情報リテラシーは個人の経験や試行錯誤に委ねられやすく、暗黙知として蓄積されるにとどまる傾向がある。このことは、専門職間での判断のばらつきや、若手専門職の不安や萎縮を生む要因ともなりうる。

以上の点から、福祉専門職における情報リテラシーの課題は、教育と実践を横断する課題として再検討される必要がある。養成教育においては、不確実性や倫理的ジレンマを含む判断のプロセスを可視化し、現任教育においては、それを振り返り、言語化する機会を保障することが求められる。このような取り組みを通じて初めて、情報リテラシーは福祉専門職の基盤的能力として位置づけられるといえる。

4 まとめ及び今後の課題

本研究は、情報化・デジタル化が進展する現代の福祉実践を背景として、福祉専門職における情報リテラシーの概念を整理し、守秘義務との関係に着目しながら、その課題を理論的に検討することを目的としてきた。

検討の結果、福祉専門職における情報リテラシーは、ICT機器の操作能力や情報検索技術といった技術的側面にとどまるものではなく、不確実性の高い実践状況において、情報を専門的判断の文脈に位置づけ、活用するか、あるいはあえて用いないかという判断を引き受けるための基盤的能力として理解される必要があることが明らかと

なった。すなわち、情報リテラシーとは、情報の探索・評価・活用という一連の過程を通じて専門職の判断を支える能力であり、判断そのものを代替するものではない。

また、守秘義務との関係に着目した検討からは、デジタル化の進展により、情報の生成・保存・共有・廃棄の在り方が多様化し、守秘義務の実践が従来以上に専門職個人の判断に依存するものへと変容していることが示された。電子記録やオンライン環境の普及は、実践の効率化や利便性をもたらす一方で、情報の流通範囲や影響を把握しにくくし、判断の結果に対する責任を個々の専門職に集中させる側面を併せ持つ。このような状況において、守秘義務は、形式的な規則遵守としてではなく、情報の特性や利用過程を踏まえ、倫理的・法的根拠に基づいて判断を構成し、その判断を説明可能な形で引き受ける実践として再定義される必要がある。

さらに、本研究では、福祉専門職における情報リテラシーの課題として、情報の信頼性評価の困難さ、倫理的配慮と情報活用のジレンマ、判断の不確実性、ならびに養成教育と現任教育の乖離といった多面的な問題が相互に関連して存在していることを示した。特に、情報が十分に存在していてもなお判断が容易にならないという福祉実践の特性を踏まえると、情報リテラシーを「正しい情報を得る能力」として単純化することは適切ではない。むしろ、情報が答えを与えない状況において、法律・倫理・実践の間で判断を構成し、その結果を専門職として引き受ける能力こそが、福祉専門職に固有の情報リテラシーの中核であるといえる。

以上より、本研究は、福祉専門職における情報リテラシーを、単なるICTスキルや倫理意識の問題としてではなく、専門職が高度な判断責任を担う存在として求められる能力そのものに関わる課題として位置づけ、その構造を明らかにした点に意義を有する。また、情報リテラシーの問題を個々の専門職の資質や努力に還元するのではなく、養成教育および現任教育を含む教育・実践の構造的課題として捉え直した。

今後の課題として、第一に、福祉専門職養成教育における情報リテラシー育成の具体的方策を検討する必要性が挙げられる。本研究は理論的整理を中心とした検討にとどまっており、専門職が情

報を判断の根拠として「理解し、用い、説明する力」をどのように教育的に育成しうるのかについては、十分に明らかにできていない。

養成教育の中核をなす福祉実習は、学生が初めて実践現場の情報環境に直面し、守秘義務や情報活用を具体的行為として経験する場である。実習記録の作成・保存、メモの取り扱い、指導者やスーパーバイザーとの情報共有といった場面は、情報リテラシーと守秘義務が最も具体的に交差する局面であり、判断の不確実性を伴う学習が生じやすい。この点において、福祉実習は、情報リテラシーを知識として理解させるだけでなく、判断として引き受ける力を育成する重要な教育機会であると考えられる。

第二に、情報リテラシー育成を、養成教育と現任教育を分断されたものとしてではなく、連続的な学習過程として捉える視点が求められる。現行の教育や研修においては、情報リテラシーが断片的に扱われ、実践における判断の根拠やプロセスが十分に言語化・共有されていない現状がある。実習教育やスーパービジョンの場を、情報の扱い方や判断の理由を振り返り、法的・倫理的根拠とともに言語化する機会として位置づけ直すことは、養成教育と現任教育を接続する上で重要である。

第三に、今後は理論的検討に加え、具体的な教育実践や指導場面を対象とした実証的研究が求められる。実習における記録管理の実態、オンライン環境下での指導や情報共有の方法、スーパービジョンにおける判断の扱われ方などを分析することにより、情報リテラシー育成の具体的課題と可能性を、より実践的な水準で明らかにすることが可能となる。

以上の課題を踏まえ、今後は福祉実習教育に焦点を当て、記録管理や帰校日指導等に注目しながら、情報リテラシー育成の実践的側面について検討する。整理された課題を実習教育という具体的な教育実践の文脈に接続することで、福祉専門職における情報リテラシーを、理念や規範にとどまらない、判断責任を担う専門職能力として再定位することを今後の課題とする。

引用文献

- 1) 古川孝順「エンサイクロペディア社会福祉学 第2編」中央法規 2025 P448-449
- 2) H・M・バートレット「社会福祉実践の共通基盤」ミネルヴァ書房 1978 P152-153
- 3) 別所直哉「ICT・AI時代の個人情報保護」一般社団法人金融財政事情研究会 2020 P22
- 4) 同上書 P8
- 5) 新保史生「ネットワーク社会における個人情報・プライバシー保護のあり方」電子情報通信学会 基礎・境界ソサイエティ 6巻3号 2013 P201

参考

- 1) 公益財団法人介護労働安定センター (2023). 介護労働実態調査.
- 2) 公益社団法人日本社会福祉士会 (2020). 社会福祉士の倫理綱領.
- 3) 公益社団法人日本社会福祉士会 (2021). 社会福祉士の行動規範.
- 4) 公益社団法人日本精神保健福祉士協会 (2018). 精神保健福祉士の倫理綱領.
- 5) 公益社団法人日本精神保健福祉士協会 (2020). 精神保健福祉士業務指針第三版.
- 6) ALA (1989.10) Presidential Committee on Information Literacy: Final Report <https://www.ala.org/acrl/publications/whitepapers/presidential>
- 7) UNESCO (2023.4). *Information literacy*. United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization. <https://www.unesco.org/en/ifap/information-literacy>
- 8) nasw (2021) The NASW Code <https://www.socialworkers.org/>

課題があげられている（井出 2022）。

国内の里親に委託された子どもへの支援としては、児童相談所、里親支援センターやフォスターリング機関をはじめとする里親支援機関、里親支援専門相談員等の専門職の訪問と面接のほか、専門職による自立支援、ライフストーリーワークなどの支援も一部行われている（伊藤 2018）。また、子どもアドボカシーの研究や支援も進められている（栄留 2020; 山本 2023）。しかし、井出（2022）の指摘する社会的養護下の子どもの喪失に対する特別な支援は行われていないことがほとんどである。

里親家庭の子ども以外の支援に関しては、精神障害分野や看護分野の研究において、ヤングケアラーの支援や発達障害児等の当事者研究の支援等、近年研究が進められている（濱島ら 2023；熊谷・森村 2022）。また、親や家族の死別による子どものグリーフサポートも行われている（西田 2016; 高橋ら 2015）。ヤングケアラー支援やグリーフサポートは個別の面談等の支援だけではなく、同じ経験をした当事者同士が関わることによるピアサポートで行われることもある。さらに、当事者研究の研究からセルフアドボカシーといった権利擁護の視点も含まれ（片岡・小島 2017）、ピアアドボカシーとピアサポートも深く関係があると示されている（飯野 2019）。

3. 研究の方法

3.1. 調査方法

本調査は、オーストラリアのニューサウスウェールズ州（NSW）のシドニーを中心に子どもの支援を行っている複数の団体への視察とアメリカ合衆国ハワイ州ホノルルのグリーフケアを行っている団体への視察を行った。

調査は、シドニーは 2024 年 7 月 29 日～31 日に計 3 団体への視察と 1 人の支援者へのインタビューを行い、ハワイ州は 2025 年 2 月 18 日に視察を行った。

3.2. 倫理的配慮

本調査は、大妻女子大学生命科学研究倫理委員会の承認を受け実施した（番号 05-015）。インタビューは IC レコーダーに録音することを説明し、論文や発表に使用することも伝えて了承を得ている。基本的にインタビュー協力者の氏名はイニ

シャル表記とした。

4. 調査結果

4.1 オーストラリアの調査報告

(1) 里親支援機関のセラピューティックライフストーリーワーク・スペシャリスト J 氏へのインタビュー

セラピューティックライフストーリーワーク（TLSSW : THERAPEUTIC LIFE STORY WORK）は治療的ライフストーリーワークとも呼ばれ、児童虐待やネグレクトのトラウマを経験し、過去の痛みを苦しんでいる子どもや若者が、自分を振り返り、自分への思いやりを育み、前に進むことをサポートする治療的アプローチである（TLSSW Japan）。

シドニーのあるニューサウスウェールズ州（NSW）では、「Child Story」という子どもの情報を共有するシステムを構築しているが（資生堂子ども財団 2023）、J 氏によるとシステムは機能していないことがあり、異なる子どもの情報が入っていたこともあった。そのためライフストーリーワーク（LSW）をする際、子どもの正確な情報にあたるのが困難であることがあると話された。

里親支援に関しては、2019 年から制度が変化しており、以前は里親家庭を直接訪問して、里親や子どもと会って話す機会を得ることが多かったが、事前に書類を準備しなければ子どもに会いに行くための経費が出ないなどの方向になり、十分に子どもと関わることはできない。また、里親との面談もオンラインも増えている。NSW 州のシドニー以外の都市への訪問において飛行機で行くこともあり、時間的な制約が大きいと語られた。

ライフストーリーワーク（LSW）は行われているが、情報を子どもに伝えるだけで終わらせてしまっている場合もある。トラウマへのアプローチなどができるセラピューティックな人はとても少なく、子どもと一緒に LSW を行っていく力のある人はあまりいない。里親家庭の実子に対する LSW も重要であり、自分を知ることや喪失やグリーフについて、委託児童のことについて知ることがとても重要であると話された。

(2) SSI への視察

SSI（Settlement Services International）は、地域の様々な組織と連携し、子どもと家族、高齢者、

障害者、雇用、移民・難民などに対して、幅広いサービスを提供する民間のセトルメント機関である（資生堂子ども財団 2023）。特に子どもと家族に対する支援に関しては、家族の有する文化や民族性、言語、宗教等に着目し、それらに配慮した里親養育支援や若者への自立支援を実施している。SSI は特に、オーストラリアの先住民であるアボリジニ以外の多民族の支援を子どもや家族、高齢者、障害者部門で行っている。先住民の場合は先住民専属の里親支援機関がある。少しでも先住民の血縁があるとその里親支援機関に委託となるが、オーストラリアは移民が多く、いろいろな民族が混ざっている家庭が増えているため、その判断が難しいこともある。

インタビューでは、ケースワーカーや家族再統合を行う支援者の方々 4 名にお話を伺うことができた。

SSI が支援する里親の 63% がキンシップケア (kinship care) で行われている。オーストラリアのキンシップケアは日本の親族里親とは異なり、親族だけではなく子どもとの関わりのある人まで拡大され捉えている。上記で述べたようにオーストラリアは移民が多く、子どもに対し文化的な背景を繋げていくために、子どもと同じ背景の里親にマッチングしていく。時には保護された子どもの文化的背景のある地域に行きリクルートをすることもあるとのことだった。例えば、SSI はベトナム、トルコ、アラビア語を第一言語とする子どもを多く支援している。同じ言語を話すランゲージグループを作ってそれぞれの言葉話せる支援者が関わっている。里親家庭に実子がいる場合の子どもの委託はすべて委託児童の年齢が実子よりも下になるようにすることを原則としている。

里親も親族が行っている場合、集まりを必要としないため、オンラインのグループを作りそこにそれぞれの言語を使用する職員が入り、対応している。そのため、SSI の里親支援では子どもを中心としているグループワークはないが月に 1 回程度ピクニックなどに行く機会を設けている。基本的にキンシップケアのため子どもはあまり集まらないことが多いと語られた。

子どもの支援でいうと、子どもが里親家庭を巣立つ前のリービングケア (Leaving Care) 専属のソーシャルワーカーがいて、10 代の子どもの支

援を行っている。SSI の支援を受けた子どものうち大学の進学率はとても高く、満足度も高いとのことだった。SSI は他機関との連携も行っており、次に紹介する CREATE Foundation ともつながりがある。

(3) CREATE Foundation への視察

CREATE Foundation は、主に家庭外ケアを受けている子どもや社会的養護経験者(ケアリーバー)のための全国的な権利擁護団体である。子どもや若者当事者の声を大切にしながら様々なプログラムやサポートを開発し提供することで、子ども当事者等がより良い生活を創造(クリエイト)することを目指している(資生堂子ども財団 2023)。また子どもやケアリーバーが持つ可能性を最大限に発揮するために、彼らの自信や自己評価を高め、意見が表明できるようにするエンパワメントの活動やアドボカシーの推進、当事者研究や政策提言等も行っている。C 氏へのインタビューでは、もともと里親が委託されていた子どもの意見が聞かれていないことを問題視し団体を立ち上げた経緯や現在のプログラムを行い始めたことをうかがった。

CREATE はいくつかのプログラムがあるが、子ども同士の繋がりを持つことを重要としている。BBQ やアミューズメントパークで遊ぶなどのイベントを開催し、そこで繋がっていく。

0 歳～25 歳の子ども・若者のうち社会的養護を経験している／経験した人を対象としているが 0 歳～12 歳まではアクティビティの参加、12 歳以上になると子どもや若者だけの集まりに参加でき、14～25 歳までをスピークアウトといって大臣やメディアなどで発言できる機会を得られる。13 歳以上の子どもはアートで気持ちを表現したり話し合ったりするイベントに参加できる。話し合いを行う際に、粘土をしたり、手作業をしながら話をしたり、付箋にその時の気持ちを書いたりしている。外でのイベントの時は里親がいるため基本は職員のみで行っていて、どこかの施設などで活動をする際は先方の施設の担当者をお願いしている。イベントには実子も参加しているが、話し合いには参加していない。13 歳以上の話し合いには里親やケースワーカーは参加していない。社会的養護の子どもは 18 歳もしくは 21 歳で支援が切れることが多く、Create の支援期間は長い方

ではあるが、25歳以降の支援はしていない。しかし、大人になってからの支援も必要なことも増えていると思うので、今後メンターのような形で関わられるようにしたいと考えている。

トラウマインフォームドケアを大切にしており、ここでは発言しなくても大丈夫という安心できる場所であることを説明している。子どもによっては後日「あの時言えなかったけれど」と意見を伝えに来る場合もある。

毎月（クリスマスの時期を除き年に11回／毎月1回ずつ）、決められたトピックで話し合う機会を設けており、12歳以上、6～10人ぐらいが話し合いに来ている。話し合いのトピックとしては、ケースワーカーとの関係性、基本的な人間関係、里親との関係などで、施設の子どもを集めての話し合いも行っている。大臣が先日視察に来た際には、その前に、大臣に対して話したいことを話し合った。その中で「メンターが欲しい」「施設に来る人を前もって教えてほしい」「苦情を言える人が身近に欲しい」などの意見が出された。

基本的に Create が関わる中で里親家庭での虐待が見つかった場合、通告しなければいけない義務があるため子どもたちにはそのことについて説明をしている。通告をしなければいけないときは、子どもに伝えてから行うようにしている。

(4) Australian Childhood Foundation (ACF) への視察

ACF は、1986年に設立された、虐待やネグレクトに苦しんでいる子どもたちに対する専門的なトラウマカウンセリングと治療ケア、児童虐待予防に関する研究、専門家に対する教育（NSW州登録研修機関）、コミュニティ意識向上プログラムの実施などを行う非営利組織である（資生堂子ども財団 2023）。児童虐待の予防と、虐待が子ども、家族、地域社会にもたらす悪影響の軽減に努めている。オーストラリア全土で32の機関・団体と連携してプログラムやワークショップを行っており、全国で一日約1,000人の子どもを支援している。Webサイトのリソースを使ったオンラインでの専門家養成、政府の認定が必要な教育プログラムも展開している（資生堂子ども財団 2023）。調査当時は代表1名、チームリーダー3名、17人のワーカーがおり、NSW州からの委託費ですべて運営されている。視察当日はプログラムマ

ネジャーのB氏にお話を伺った。

Our SPACE は、NSW州に居住し、里親やキンシップによる家庭外ケアを受けている16歳以下で過去6カ月のうちに委託先が最低2回変わっている子どもを対象に提供されている、専門家によるアウトリーチ型のトラウマに焦点を当てたセラピーである。

TECA (Trauma Expression and Connection Assessment) は ACF が開発したプログラムで、現在、オーストラリア国内だけではなく、アメリカ、マレーシア、アイルランド、イギリス、カナダにおいて研修を行い、国際的なプログラムとなっている。2年前に開発し、すでに改訂を行っている。イングランドでは大人に TECA を使用するプログラムを展開している。TECA は関係性に基づく治療であり、関係性を強化し改善していく。脳科学に基づいており、かなり小さい段階で脳に大きな影響があることがわかっているが、一般的に子どもの様々な問題行動と脳の影響の関連があることを理解した上で、子どもの行動を考えて対応していないことがあると話された。

TECA はまず子どものアセスメントを行い、4つのタイプから子どもがどのようにトラウマを表出するのかを理解してから、カードを使用してその子どものトラウマの表出の際の対応の方法がわかるようになっている。例えば、暴力的になるタイプの子どもであれば、その子がリラックスできる方法（マッサージをする）などがカードに書いてある。里親や里親の家族、ケースワーカー、子どもなど、子どもと直接かかわる人に効果があるとしている。特に TECA は Fawm/Appease（女子やアジア人に多い）といった一見問題行動が見えないおとなしく、内にこもる子どもに対して見落とされていたものを考えられるようになった。里親家庭の実子も TECA を使うことができる。

子ども自身も怒られたりすることで落ち込んでいたりするが、TECA をすることによって、その理由がわかり、ストレングスに変えることができる。TECA を行った後、学校にその結果を伝え教員にも理解をしてもらうことで子どものトラウマやストレングスをより理解してもらうこともできると話されていた。

4.2 アメリカ合衆国ハワイ州の調査報告

ホノルルにある Kids hurt too Hawaii への視察と

プログラムの参加を行った。日本人のスタッフである伊藤氏は日本の児童養護施設で育った後、アメリカでグリーフケアを行うようになった。伊藤氏は、日本の東日本大震災後のグリーフケアにも関わっている、死別だけではなく社会的養護下の子どもやひとり親家庭のグリーフケアもハワイで行っている。また、2023年にマウイ島で起こった大規模な火災におけるグリーフケアのため、子どもたちへ学校でのグリーフケアも行っている。

視察当日は、ひとり親家庭のためのグリーフのグループを行っていた。開催時間は夕方18時～19時半となっていた。内容は、

- ① 子ども達とその保護者がセンターに集合
- ② 雑談をしながら軽食を食べる
- ③ 子どもと保護者がわかる。
- ④ オープニングサークル（その時々々のテーマを話す、確認事項）
- ⑤ 遊びの時間
- ⑥ クロージングサークル（お話をして終了）

という流れだった。子どもたちは敷地内の遊具で鬼ごっこをしたり、バスケットボールで遊んだりしていた。参加した子ども10人程度で、小学生の子どもが中心であった。この日は、大手のスーパーなどからフードバンクのための食材がたくさんあり、参加者に配布したり軽食で提供したりしていた。

Kids hurt too Hawaii は、ひとり親家庭の子ども、10代の若者、里親家庭の子ども、死別経験のある子どものように年齢やその背景に応じ、それぞれのプログラムをのプログラムを実施している（例：月に2回の火曜日はひとり親家庭の子どものプログラム）。プログラムごとに時間は多少異なるが1～2時間程度のプログラムで平日の夜に開催している。その他に、柔道のプログラムが毎週水曜日にあり、その時々で工作のプログラムやタロイモ植えのプログラムなどを行っている。また、子どものプログラムの同じ時間に保護者のプログラムを行っており、子どもだけではなく親の会にもファシリテーターが必ず入り、子どもや親の様子を把握している。ファシリテーターは必ず研修を受けている必要があり、研修ではグリーフケアの内容や自分自身の喪失体験などを振り返り、ファシリテーターの役割を理解している。

一般的にグリーフケアは、死別の場合を指すことが多いが、社会的養護下の子どもや離別でひと

り親になった場合も喪失経験をしている。伊藤氏によると、子どもの喪失体験の背景によって子どもの遊び方や感情の表出の仕方が異なるとのことだった。

5. 考察と今後の課題

それぞれの地域での視察やインタビュー調査を行い、日本における里親家庭の子どもへの支援に関して考察する。

前提として、今回視察した2カ所の地域は、文化的な背景、社会的な問題、里親制度、子どもに関する法律など、日本と異なる面が多く、抱えている課題も異なっている。例えば、オーストラリアの里親委託率は90%を超えているが、年々里親になる家庭は減っており、反対に里親ではなく子どもの入所施設が少しずつ増えてきていると今回の視察でも話されていた。また、移民が多いため言語や宗教、文化などが多様である。ハワイでは、物価高騰や住宅問題からホームレスの課題も抱えている（筒井・上原2016）。

オーストラリアのキンシップケア中心の里親委託を考えると、親族やつながりのある子どもであればそう簡単に手放さないこともあるのではないかと考えた。施設がないことで里親間を複数措置変更する（ドリフト）問題は非常に大きく、その都度子どもの喪失が増えていくため、それを防止するサービスを模索している様子だった。日本の親族里親は三親等以内の決まりがあり、それ以外の親類や子どもに関わりのある人を積極的にリクルートするということはあまり見られない。日本の里親の中で数が多いのは養育里親であるが、子どもからすると少しでもつながりのある人に委託されたほうが安心できる場合もあるのではないかと考えた。キンシップケアの捉え方を日本でも検討していく必要があると考えた。

今回の視察において、SSIのような多民族の家族を支援する里親支援機関から、特化していない里親支援機関までであるが、先住民の方の里親支援機関が特別にあることを知った。しかし、同じ先住民であれば良い支援ができるかと言われるとそういうこともなく、また先住民の血縁にあったとしても、子どもが他の民族を含んでいて別の言語を話しているなどの場合の支援など難しさがあることがわかった。日本は外国にルーツのある子どもは増えてきているとはいえ、その割合はオース

トラリアが抱えている多民族社会とは大きく異なり、文化や言語的背景の課題のフェーズがオーストラリアとは大きな差がある。しかし、文化や言語は子どものアイデンティティの形成には大切なものであり、日本においても子どもの措置の際に丁寧なアセスメントや対応が求められると考える。

オーストラリアでは、アドボケイトの独立した団体があること、またそこに国や州が支援していることで子どもの権利を守る体制があった。調査の中で、25歳以上の若者の支援への課題を語られた際には、支援とは単純に年齢や期間で終わらず、人と人のつながりを大切にしていけることが重要であると考えた。

日本において、子どもの支援プログラムの中にセラピーの要素を入れることは必要であり、今回お話を伺ったセラピューティックライフストーリーワーク (TLSW) や TECA のようなプログラムは子どもと関わる支援の中では非常に効果的であると考えた。加えて、多くの喪失経験をしている里親家庭の子どもに対するグリーフケアも非常に重要である。これらの支援がそれぞれの団体において行われているが、1つの団体がいくつかの支援内容を提供できるようになることや子どもに応じて支援の選択ができるような資源が各地域に必要であり、そこには団体が継続して活動をしていけるような経済的、人的な土台が必須であると考えた。

日本において、子どものアドボケイトは現在社会的養護下の子どもへの訪問が中心であるが、CREATE Foundation や Kids hurt too Hawaii のように同じ経験をした子ども同士がつながることができる機会の保障も大切なことである。しかし、SSI の調査を行った際に、CREATE Foundation からユースのための支援を入れているが、10代ではあまり参加したがない様子があるという話を伺い、子どもそれぞれのニーズに合った意見表明の支援体制を整えることの難しさも感じた。

これらの団体の視察から、職員の方々の専門性や熱意を感じるが多かった。子どもの支援は継続性が重要であり、職員が辞めないことや数多くの子どものケアを行わず少人数の子どもに対して丁寧な関わりをすることが子どもの支援の質を高められるのではないかと考えた。

日本では里親等委託率が50%を超える自治体

から10%台の自治体まであり、里親家庭への理解やその後の支援の体制も差が大きい。日本の里親家庭で生活することもが自治体によって受ける支援が大きく異ならないようにすると同時に、里親家庭の子どもがそれぞれの子どものに合う支援を受けられるように社会資源も広げていく必要があると考える。

謝辞

本調査にご協力いただきました皆様に感謝申し上げます。

本研究はJSPS 科研費 23K12640 の助成を受けたものです。

引用文献

- 栄留里美 (2020). 施設訪問アドボカシーの取り組みについて. 世界の児童と母性, 88, 23-27.
- 濱島淑恵・宮川雅充・南多恵子 (2023). 子どもがケアを担う背景・要因の検討—高校生を対象としたヤングケアラーに関する質問紙調査—. 社会福祉学, 64 (1), 31-45.
- 井出 智博 (2022). 社会的養護に内在する喪失とそれに伴う悲嘆についての包括的理解と支援に関する理論的検討. 臨床心理発達相談室紀要, 5, 33-47.
- 飯野雅治・ピアスタッフネットワーク (2019). 当事者主導サービスで学ぶピアサポート. クリエイツかもがわ.
- 伊藤嘉余子 (2018). 里親家庭における養育実態と支援ニーズに関する調査研究事業報告書. 平成29年度厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業.
- 片岡美華・小島道生 (2017). 事例で学ぶ 発達障害者のセルフアドボカシー: 「合理的配慮」の時代をたくましく生きるための理論と実践. 金子書房.
- こども家庭庁 (2024a). 里親支援センター及びその業務に関するガイドライン.
- こども家庭庁 (2024b). 里親支援センター設置運営要綱.
- 熊谷晋一郎・森村美和子 (2022). 特別な支援が必要な子たちの「自分研究」のススメ: 子どもの「当事者研究」の実践. 金子書房
- 西田正弘 (2016). 子どものグリーフサポートの歴史と現状と課題. 社会福祉研究, (127), 91-98.

- 才村真理・大阪ライフストーリー研究会編(2016).
今から学ぼう！ライフストーリーワークー施設や里親宅で暮らす子どもたちと行う実践マニュアル. 福村出版.
- 資生堂子ども財団 (2023). 第47回 (2022年度)
資生堂児童福祉海外研修報告書.
- 高橋聡美・川井田恭子・佐藤利憲・西田正弘(2015).
わが国における子どものグリーフサポートの変遷と課題. グリーフケア, (3) 45-65.
- 筒井久美子・上原優子 (2016). ハワイのホームレス問題とNPOの取り組み. 立命館国際地域研究, 44, 21-37
- 山本真知子 (2023). 里親制度における子どもアドボカシーの課題と展望ーピアサポートとピアアドボカシーに焦点をあててー. 大妻女子大学人間関係学部紀要, 24, 65-75.

<ウェブサイト>

- THERAPEUTIC LIFE STORY WORK セラピューティック ライフストーリーワーク TLSW
Japan
<https://www.myalloundhub.org/tlsw>
(参照 2026.1.31)

理的なメカニズムではありますが、過酷な環境下では誰もが陥りうる心の働きです。

英国の精神分析医 D.W. ウィニコットは、乳幼児が健全に育つためには、養育者による「抱える環境 (Holding Environment)」が不可欠であると説きました。これは物理的な抱擁だけでなく、子どもの不安や衝動を安全な形で受け止め、消化して返すという心理的な器の役割を指します。翻って現代社会を考えると、地域コミュニティの希薄化、個食化に象徴されるような家族形態の変化、過度に競争主義的な経済システムの中で、大人たちにとってもこの「抱える環境」が決定的に不足しています。

不安を受け止めてくれる安全な器 (コンテナ) を持たない個人は、他者の痛みに対する共感能力を維持することができません。「共感疲労 (Compassion Fatigue)」という言葉が示すように、自らの生存や心の平穏を守ることで手一杯な人々に対して、「他者を理解し、共生せよ」と倫理的な当為を説くだけでは、かえって無力感や反発を生む結果となります。共生社会実現の困難が深化している背景には、人々の心を受容し安定させる社会的・心理的なセーフティネットの機能不全が存在していると思われます。

また、スイスの心理学者である C.G. ユングは、人間の心には自我が受け入れがたい側面が「影 (Shadow)」として無意識に抑圧されるとしました。影は個人の中で統合されない場合、しばしば外部の対象へ投影される傾向があるとされます。この観点から見ると、社会的対立や敵意の一部は、集団レベルにおける「影の投影」として理解することも可能です。自分たちの内部にある不安や攻撃性、弱さを認めることが難しい場合、それらは外部の集団へと投影され、「敵」や「脅威」として知覚される可能性があります。このような心理的メカニズムは、民族対立や政治的分極化を理解する上でも示唆的です。

心理療法の文脈では、人格の成熟とは、自分の影を認識し、それを統合していく過程と考えられています。同様に、社会における共生もまた、他者を単純な敵として排除するのではなく、対立の背後にある心理的・社会的要因を理解しながら関係を再構築していく過程として理解できるかもしれません。この意味で、共生社会の構築は単なる制度設計や政策の問題ではなく、人間の心理的成熟とも関係していると考えられます。

世界終末時計が示すマクロな危機と、それが引き起こす社会的な分断、そして個人の不安と投影の連鎖。これらを総合すると、共生社会の実現とは「人間が本能的に抱く恐怖や防衛機制との絶え間ない闘い」であることが分かります。多様な他者と共に生きることは、決して自然で楽な状態ではなく、高度な心理的成熟と社会的支援を必要とする課題なのです。

このような課題の中で、本研究所は 2019 年に設立されて以来、細々とではありますが活動を続け、2026 年 (令和 8 年) 度は研究員 (本学部併任教員) 15 名、特別研究員 (外部や若手の研究員) 23 名と、年々その所帯を大きくしていきつつあります。これは、様々な関係者のこの研究所の活動に対するご理解と肯定的評価の表れであるとともに、上述のような内外の大きな課題への危機感の表れであり、研究所への期待の大きさを示すものでもあると感じています。

まだ、10 歳に満たない研究所ではありますが、本紀要もまだまだ論文数が少ないものではありますが、より一層の研究・研修・啓発活動を続けて行きたいと思っています。